

令和7年度事業の取組重点

重点項目	実施項目	実施細目
1 交通安全思想の普及啓発	(1) 交通安全県民大会の開催	○ 県・警察・安管と共催により11月(予定)に開催
	(2) 交通安全運動の共催	○ ポスター、街頭キャンペーン、各種メディアの活用等により運転者・歩行者の交通マナーアップを展開
	(3) 重大事故発生及び事故多発箇所・路線の緊急安全対策の推進	○ 警察・道路管理者等と連携した安全対策
	(4) 交通マナーアップ運動(欄外※1)の推進	○ 「歩行者を早く見つけて守る運転」の啓発 ○ 「ライトで照らせ『かがやき』運動」の啓発
2 高齢者とこどもの事故防止	(1) 高齢運転者対策の推進	○ 「ばっちい〜号2世」を活用した参加・体験・実践型の出前教育 ○ (委託)高齢者講習事業における啓発講習 ○ 団体・地域ぐるみの生涯交通安全宣言運動 ○ 高齢免許自主返納者に対する支援活動
	(2) 歩行者対策(高齢者・子ども等)の推進	○ 歩行者の自らの安全を守るための交通行動と運転者の歩行者等の保護・優先意識の向上を図る教育 ○ 高齢者宅訪問による個別指導と反射材の直接貼付活動 ○ 電動車いすの正しい利用の教育 ○ 高齢者と子どもを守る街頭指導(推進隊・地活推進委員と連携)
3 夜間の事故防止	(1) 反射材の普及(着用)促進	○ 有効性の広報啓発(寸劇・展示会・広報紙等)と直接貼付活動
	(2) 街頭指導・啓発活動の推進	○ 高齢者とこどもの保護・誘導活動(出動・活動支援) ○ 街頭監視による運転者に自覚を促す活動(出動・活動支援)
	(3) ライトで照らせ「かがやき」運動の推進	○ 早めの点灯、ハイビームの適切な使用の周知徹底
4 自転車利用者の事故防止	(1) 自転車の安全利用の推進	○ 「自転車安全利用五則(欄外※2)」の周知徹底 ○ 乗車用ヘルメット着用の推進 ○ 街頭における交通安全指導・啓発活動(出動・活動支援)
	(2) 正しい乗り方の安全教育の推進	○ 参加・体験型の交通安全教室の開催 ○ 高齢者・子ども対象の交通安全自転車大会の開催 ○ 推進隊・地活推進委員、高校生の交通安全組織との連携指導
	(3) 自転車の点検整備と保険加入の推進	○ 自転車整備士と連携した点検整備、自転車保険加入義務の周知と促進
5 飲酒運転の根絶	飲酒運転根絶の規範意識の確立	○ 悪質性・危険性の周知徹底(各種講習・広報紙・ホームページ等) ○ 地域・職場における根絶運動(根絶宣言・ポスター掲示等) ○ 「石川県飲酒運転根絶条例(欄外※3)」の周知
6 危険運転の根絶	「妨害運転(いわゆる「あおり運転」)」の危険性等の情報提供	○ 「妨害運転の行為を受けたときのポイント」の広報活動(欄外※4)
7 被害軽減対策	全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の推進	○ 非着用の危険性と着用による被害軽減効果の周知徹底 ○ シートベルト衝撃体験車の貸出しによる着用効果の体験講習 ○ チャイルドシートの正しい使用の指導・啓発活動
8 交通安全協会の獲得活動	交通安全協会の活動に理解と協力を求める活動の推進	○ 協会活動の積極的な広報 ○ 会費が地域の交通安全に役立っていることの周知徹底 ○ 窓口での良好な応接マナーと積極的な勧誘

※1 交通マナーアップ運動

- 「歩行者を早く見つけて守る運転」 運転中の脇見・携帯電話等の使用禁止、いち早く横断歩行者等を発見し歩行者を守る運転～歩行者優先! 「チェック・ストップ・横断歩道」～の啓発
- 「ライトで照らせ『かがやき』運動」 3～5月は午後5時～、6～8月は午後6時～、9月～2月は午後4時～点灯とハイビームの適切な使用

※2 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

※3 石川県飲酒運転根絶条例

- 飲酒運転根絶宣言制度(「ハンドルキーパー運動」など)
- 通報: 飲酒運転(その疑いを含む)を発見した場合の警察への通報
- 飲酒運転根絶の日(12月11日)

※4 妨害運転の行為を受けたときのポイント

- 安全な場所に退避して、直ちに110番通報をしましょう。また、相手からの暴行を避けるため、ドアをロックし、窓も開けないようにしましょう。
- 同乗者がいる場合は、ナンバー等の記録や110番通報を依頼しましょう。
- ドライブレコーダー等を設置し有効に活用しましょう。